

皆様への重要なお知らせ

宅地建物取引士資格試験は、例年、大学・高等学校・会議場等の施設を試験会場としてお借りして実施しておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年どおり試験会場を借り上げることが困難となっており、受験申込者の状況によっては、試験会場が不足することが予想されます。

このため、受験の申込みに当たっては、下記についてご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

- 1 試験会場における受験可能人員を上回った場合には、10月18日（日）ではなく、後日、指定した試験会場で受験していただく場合があります。
- 2 その場合の追加の試験日は、**12月27日（日）**を予定しています。該当する受験者の方には、8月末までに（予定）改めて通知いたします。
- 3 試験実施に当たっては、できるだけ受験者間の間隔の確保に努めますが、会場によっては、従前以上の座席間隔を確保できないことも想定されます。

皆さまの、ご理解・ご協力をお願いいたします。

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
電話番号 (03) 5989-1734

「令和2年度 宅地建物取引士資格試験申込案内」（東京都）は
こちらをご覧ください。

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/takken.html>

◆ このお知らせに関する Q&A

Q 1 試験が 10 月 18 日と 12 月 27 日に分けて行われるのは、どこの都道府県ですか？

A 1 試験会場は、都道府県ごとに設定します。特に大都市部及び一部の都道府県において、当初予定していた試験会場がキャンセルされる等により、試験会場が不足しています。現在も試験会場の確保に努めておりますが、受験の申込みを締め切った時点（7 月末）で受験申込者全員分の試験会場を確保ができない都道府県において、10 月 18 日の試験を受けていただけない方を対象として、12 月 27 日に追加試験を実施します。

Q 2 10 月 18 日の試験と 12 月 27 日の試験の受験申込者の振り分けは、どのように行うのですか？

A 2 都道府県ごとに、基本的に、試験区分（一般受験者又は登録講習修了者）ごとの先着順になります。ただし、都道府県内で複数の試験会場を設定している場合は、受験申込者の住所と試験会場の所在地を勘案させていただくことがあります。

Q 3 12 月 27 日も試験が行われることになった場合、受験日を 10 月 18 日から 12 月 27 日に、あるいは 12 月 27 日から 10 月 18 日に変更することは可能ですか？

A 3 指定された試験日を変更することはできません。（12月試験を行う都道府県においては、受験申込者を10月試験と12月試験に振り分けた後、それぞれの試験について受験者の受験番号を設定し、受験票や解答用紙を作成する等の準備をしておりますので、試験日の変更に対応することは事務的に困難です。）

Q 4 12月27日の試験となった場合は、都合が付かない。受験手数料を返還してもらえますか？

A 4 12月の試験を受けていただくこととした方が、都合が付かない場合は、受験手数料を返還いたします。8月末までに（予定）、改めて通知いたします。

Q 5 10月の試験と12月の試験では、試験問題は異なるのですか？ 試験問題が異なるとすれば、合格ラインはどうなるのですか？

A 5 試験問題は異なります。10月の試験と12月の試験の合格ラインは、実質的に同レベルとなるように設定します。

「令和2年度 宅地建物取引士資格試験申込案内」（東京都）は
こちらをご覧ください。

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/takken.html>